

令和5年5月15日

新型コロナウイルス感染症防止対策について

学校法人 青森田中学園
新型コロナウイルス感染症対策本部

学園では、政府による新型コロナウイルス感染症に関する様々な規制の緩和と、学校保健安全法の改正に係り、感染防止対策による措置等を一部変更することとしました。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低下したわけではあらず、また、学園に限らず社会全体について感染が大きく拡大した場合にはより強い感染対策を行う場合があります。

本学園関係者の皆様におかれましては、引き続き学内外における基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

1. マスクの着用

学園では、文部科学省の指導に則りマスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、以下のマスクの着用が推奨される場面に対応できるよう、教職員ならびに学生の皆さんは、常日頃から清潔なマスクを携帯するようにしてください。

- ・ 実習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ・ 自身に基礎疾患がある、感染への不安がある場合
- ・ 何らかの理由により、咳やくしゃみが続く場合
- ・ 様々な感染症の流行状況により、学部学科や所属する設置校等により着用の推奨があった場合

2. 手洗いの徹底、健康管理、咳エチケット

こまめな石鹸と流水による手洗いと手指消毒を励行してください。アルコール消毒液は、引き続き各建物の入り口等に設置していますのでご利用ください。

毎日の健康管理に留意し、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを徹底してください。ご自身に発熱等の症状がある時、または同居する方や直近に接触した方に新型コロナウイルス感染症に類似した症状がみられる際は、出勤、登校を控え、別表の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応テーブル（2023.5.8～）」に従い、学習支援センターに相談してください。

3. AIサーモカメラの利用について

検温ができるAIサーモカメラを本部棟、7号館の入口に設置していますので、必要に応じて体温測定にご利用ください。

検温により37.5度以上を感知した場合には、健康管理室での再検温を促すアナウンスが流れますので、速かに指示に従ってください。再検温により37.5度を超えた場合には、帰宅およびご自宅での静養をお願いします場合があります。

4. 授業環境の整備について

(1) 基本方針

三つの条件（密閉、密集、近距離の会話）を極力避けることを基本方針とし、学生は、一つずつ席を空けて着席してください。

(2) 換気の対応（可能な限り2か所以上の窓を開ける）

授業の終了時に授業担当教員が窓を開けてください。また、次の授業開始時に授業担当教員が窓を閉めてください。（受講学生に協力してもらい窓の開閉をしていただいても結構です）。学生の皆さんは、気候や教室内の気温の変化に応じた衣服等をご用意ください。

(3) 受講生密集への対応

履修者数が把握できる授業について、適切な教室を手配しています。教養科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。

【経営法学部のみ】

選択専門科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。授業については、可能な限り座席指定を実施いたします。履修開始時の履修者過多については、可能な範囲で教室変更を実施します。

(4) 探究の基礎、専門演習・看護研究・特別研究等ゼミの運営

少人数での対話を中心とするゼミ等の演習では、それぞれが1m以上間隔をあけて着席するようにして下さい。

5. 部活等、課外活動（ゼミ活動等を含む）での注意

サークル・団体等での活動は、以下を踏まえ団体内での感染や拡大の防止に留意してください。

- ・ 各サークル、団体等は「感染防止対策届」を学習支援センターに提出し、内容の確認を受けること。
- ・ 「体調不良等の症状がある」、あるいは「同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる」学生は、別表の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応テーブル（2023.5.8～）」に従い、活動への参加を検討すること。
- ・ 活動前後の手指の洗浄や消毒を実施し、また、共用の道具や器具を清潔に保つこと。
- ・ 活動中の飲食は最低限に留めること。

6. カフェテリアおよび図書館の利用について

本学のカフェテリアにて実施して参りました感染防止策による座席配置を平常に戻します。その他、カフェテリア以外の 7 号館フリースペース、1 号館ホール、2 号館ラウンジ等についても平常の座席配置に戻しますが、教室等も含め、食事利用の際には適切な距離を保ち、感染防止対策としての自衛をおこなうようにしてください。

また、図書館におきましても感染防止策による座席配置を平常に戻しますが、混雑の際には適切な距離を保ち、近接した会話を避けるなどの自衛をおこなってください。

7. 新型コロナウイルス感染症に関する連絡と相談について

学園関係者の皆様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または濃厚接触者となった可能性がある場合は、別表の「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応テーブル（2023.5.8～）」に従い行動してください。その他、感染症に関わる様々なご相談についても同センターで受け付けますので、よろしく願いいたします。

学習支援センター（担当：古山、原田、佐藤）

9:00～17:30 TEL 017-728-8169（直通、土日祝除く）

上記以外の時間 asc2@aomoricgu.ac.jp

以上

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応テーブル（2023.5.8～）

新型コロナウイルス感染症対策本部

区分		学習支援センターへの連絡	自宅待機 (出席停止)	マスクの着用	罹患証明書類の提出(※4)	欠席への配慮(※5)
1	陽性者	要	発症翌日から5日間経過 かつ 症状軽快後翌日から1日 経過まで(※3)	発症翌日から10日間	要	該当
2	濃厚接触者 (※0)	症状あり	解熱翌日から1日経過まで	発症翌日から10日間	要	該当
3		症状なし	待機不要、登校可	接触した陽性者の 発症翌日から10日間	不要	該当しない
4	発熱あり (※1)	インフルエンザ、 おたふくかぜなどの 学校感染症と診断あり (※2)	医師の指示期間	医師の指示期間	要	該当
5		風邪などの 私傷病	自己判断	解熱翌日から2日経過まで	不要	該当しない

(※0) 「濃厚接触者」とは、同居している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した者、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった者のうち、飲食を共にした者等を指す。

(※1) 医師診察や自宅検査等で学校感染症と確定しない場合、私傷病による通常の欠席扱いとする。

(※2) 詳細は学生便欄「学校感染症について」を参照。

(※3) 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

(※4) 医療機関発行の検査結果、受診を証明する領収証やお薬手帳のコピー、または、自宅で抗原検査した結果（判定済の抗原検査キットと学生証を並べて撮影したデータ）など。

(※5) 本人から学習支援センター（健康管理室）へ申請があり、認められた場合は、履修上不利とならないよう配慮します。※科目担当者の裁量において配慮措置が実施されるものであり、単位認定に必要な出席時間として認めるものではありません。